

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○平成23年5月2日「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年度内に国庫納付する。</p> <p>○鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円(平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円)を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>○高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年度に国庫納付する。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○機構の納付案件はすべて財務省への現金納付とされている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○自主的な見直しを引き続き行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○国鉄清算事業東日本支社中部事務所については、南方貨物線(大府駅・名古屋貨物ターミナル間)の土地処分が完了したことに伴い、平成22年11月に廃止した。</p> <p>○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗を見極め、平成23年度末を目途に廃止する予定である。</p> <p>○鉄道建設本部東京支社は、各地における工事の計画・設計・工事発注、用地取得等の鉄道建設業務を行う地方機関である。具体的には、東日本地域の山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線等の鉄道新線の建設工事(新幹線を除く。)及び調査業務を担当するとともに、電気・機械関係業務については、効率化の観点から全国の支社局が担当する線区に係る業務を一元的に実施している。業務の効率的な遂行のためには、全国各地の自治体や鉄道事業者等、さらには東京のJR東日本やJR貨物の本社等との連絡調整を速やかに行わなければならないことから、引き続き、全国との交通アクセスを考慮し東京都内に存置することが適当である。なお、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年度中の早期に移転を行う予定である。</p> <p>○事業の進捗にあわせて、鉄道建設本部東北新幹線建設局については、平成23年6月に青森市へ移転した。なお、移転の際には、床面積・賃料・立地等を検証の上、移転先を選定した。</p>

<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗を見極め、平成23年度末を目途に廃止する予定である。 ○鉄道建設本部東京支社は、各地における工事の計画・設計・工事発注、用地取得等の鉄道建設業務を行う地方機関である。具体的には、東日本地域の山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線等の鉄道新線の建設工事(新幹線を除く。)及び調査業務を担当するとともに、電気・機械関係業務については、効率化の観点から全国の支社局が担当する線区に係る業務を一元的に実施している。業務の効率的な遂行のためには、全国各地の自治体や鉄道事業者等、さらには東京のJR東日本やJR貨物の本社等との連絡調整を速やかに行わなければならないことから、引き続き、全国との交通アクセスを考慮し東京都内に存置することが適当である。なお、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年度中の早期に移転を行う予定である。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>(事務所等の見直し)</p> <p>○国鉄清算事業東日本支社中部事務所については、南方貨物線(大府駅・名古屋貨物ターミナル間)の土地処分が完了したことに伴い、平成22年11月に廃止した。 ○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗を見極め、平成23年度末を目途に廃止する予定である。 ○鉄道建設本部東京支社は、各地における工事の計画・設計・工事発注、用地取得等の鉄道建設業務を行う地方機関である。具体的には、東日本地域の山梨リニア実験線、仙台市高速鉄道東西線等の鉄道新線の建設工事(新幹線を除く。)及び調査業務を担当するとともに、電気・機械関係業務については、効率化の観点から全国の支社局が担当する線区に係る業務を一元的に実施している。業務の効率的な遂行のためには、全国各地の自治体や鉄道事業者等、さらには東京のJR東日本やJR貨物の本社等との連絡調整を速やかに行わなければならないことから、引き続き、全国との交通アクセスを考慮し東京都内に存置することが適当である。なお、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年度中の早期に移転を行う予定である。 ○事業の進捗にあわせて、鉄道建設本部東北新幹線建設局については、平成23年6月に青森市へ移転した。なお、移転の際には、床面積・賃料・立地等を検証の上、移転先を選定した。</p> <p>(職員宿舎等の見直し)</p> <p>○職員宿舎については、平成22年度に上田宿舎を売却した。また、集約化に向けた検討を進めた結果、習志野台宿舎B棟を平成23年度以降売却することとし、中期計画の変更を行うとともに、宿舎の用途廃止を行った。なお、保有資産の必要性について、引き続き見直しを行う。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年度に作成した「随意契約等見直し計画」を受けて、①競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行(真にやむを得ない契約を除く)、②競争性のない随意契約のうち特定の工事についての債務年限の制約の廃止、③競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約については入札参加資格要件等の緩和等を実施した。</p> <p>※平成22年度実績 金額ベース(単位:億円) 一般競争入札等 1,889億円(59.1%)、競争性のない随意契約 1,305億円(40.9%) 件数ベース(単位:件) 一般競争入札等 988件(58.4%)、競争性のない随意契約 705件(41.6%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○契約に係る情報は個別案件毎に少額随意契約を除き全て公表するとともに、契約の相手方が国土交通省所管の公益法人である随意契約にあっては個別案件毎に機構OBが役員として再就職している人数を公表する等を既に行っている。「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付事務連絡)に基づき、一層の情報の公表を行うよう努める。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○整備新幹線のレール調達については、委託契約によりJRの調達量の中に、機構の必要調達量を組み入れて調達してもらうことで、コストの削減を図っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 導入に向けた課題を整理する必要がある、国等の動向を勘案しつつ検討を進める。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 導入に向けた課題を整理する必要がある、国等の動向を勘案しつつ検討を進める。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 平成22年度においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合を縮減し、また他の独立行政法人の取組みも参考にした事務所限定職員の採用等職員採用形態の多様化を図ったところであり、ラスパイレース指数は113.0となった。</p> <p>○ 平成23年度においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置を前年度末に完了させたことにより、当該手当相当分を削減する。また、職員採用形態の多様化に向けた取組みを、引き続き実施することとする。</p> <p>○ 平成24年度以降も、俸給や諸手当の見直し等も含めて、他の独立行政法人の取組みを調査し、当機構への適用の可否を検証し、可能なものから実施する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○事業内容及び事業規模に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を実施するとともに、業務量に応じた適正な人員配置と運用を行い、要員の効率的な運用を図っている。中期計画において、中期目標期間の最終年度(平成24年度)において前中期目標期間の最終年度(平成19年度)比で一般管理費については15%、事業費については5%の削減を目標としている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費、職員の諸手当等については、可能なものから国家公務員に準じたものとなるよう措置している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○発注時の積算の考え方を明確にしている。また、これを精査する体制を整えている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○既に、組織規程において監査業務を行う組織が規定され、また、監査規程として「内部監査規程」が定めており内部監査を的確に実施する体制は整備されている。なお、毎年監査計画に基づき、監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○整備新幹線に係る貸付料については、当該新幹線営業主体である鉄道事業者の受益の程度を勘案するという考えに基づき、また、主要幹線及び大都市交通線に係る貸付料については、当該鉄道施設の建設にかかった費用を回収するという考えに基づき、それぞれ法令等で定められている。 ○共有船舶の使用料については、船舶建造にかかった費用(機構持分)を共有期間で回収するという考えに基づき、法令等で定められている。</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 機構が保有する特許は、その多くが、他者による当該技術等に関する特許の先願取得及びそれにより発生する特許料の支払いを防止することを目的としたいわゆる防衛特許の考え方により保持しているものであり、必ずしも第三者の実施許諾による収入を目的としたものではない。 ○ 競争的資金制度を実施する業務で、保有する知的財産権は、すべて委託研究又は共同研究の中で創出されたものであり、必ずしも第三者の実施許諾による収入を目的としたものではない。また、現在は日本版バイドール制度(産業技術力強化法第19条)のもと、委託研究の中で出願された特許等については100%研究機関側が保持することを原則としているため、機構が新たに特許を出願等することはない。保持している特許等の活用については、研究機関側が主体的に実施するものであり、研究機関側にその活用を求めている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 基礎的研究業務における研究課題の選定にあたっては、既に有識者から成る「基礎的研究審査委員会」による外部評価の仕組みを導入している。 ○ 高度船舶技術実用化助成制度においては、有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」での審議を経て助成している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 基礎的研究業務の研究開発については、有識者から成る「基礎的研究審査委員会」による中間評価を行い、評価結果を研究計画や研究資金の配分調整等の事業実施過程に適切に反映させている。また、研究課題の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階の評価結果のホームページ上で公表、成果発表会の実施等を行っている。 ○ 高度船舶技術実用化助成制度において、複数年度にわたる事業については、年度ごとにその進捗状況を有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」において審議を経て助成している。また、各段階での評価結果はホームページ上で公表している。</p>